

改 正 案	現 行
<p>（窓ガラス）                  第二十六条 平成元年四月三十日以前に製作された自動車については、保安基準第二十九條並びに細目告示第三十九條、第百十七條及び第百九十五條の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。                  一～二 （略）                  三 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。                  イ ト （略）                  チ イからトに掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が七十パーセント以上あることが確保できるもの                  リ ヱ又 （略）</p>	<p>（窓ガラス）                  第二十六条 平成元年四月三十日以前に製作された自動車については、保安基準第二十九條並びに細目告示第三十九條、第百十七條及び第百九十五條の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。                  一～二 （略）                  三 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）には、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、又は塗装されてはならない。                  イ ト （略）                  チ イからトに掲げるもののほか、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が七十パーセント以上あることが確保できるもの                  リ ヱ又 （略）</p>